

賛助会員に関する規程

一般財団法人 亀山教育振興会
制定 2025年6月1日

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人亀山教育振興会賛助会員に関する事項を定めることを目的とする。

(会員の種類)

第2条 賛助会員は、法人会員及び個人会員とする。

(会員の資格)

第3条 一般財団法人亀山教育振興会（以下「財団」という。）の目的に賛同する者を、財団の賛助会員とすることができる。

(入会)

第4条 賛助会員になろうとする者は、賛助会員入会申込書（様式第1号）又は所定の方法により会長に入会を申込みものとする。第5条の特典利用は、原則として会費納入確認後より開始する。

(特典)

第5条 財団は、賛助会員の求めに応じて、情報及び資料を提供することができる。また、法人の賛助会員は財団のホームページにおいて、バナー広告を利用することができる。個人の賛助会員は、2口以上の場合に記念品を贈呈する。

(会費)

第6条 賛助会員は、毎会計年度、会員の種類に応じて、次の各号に定める年額の会費を財団に納入しなければならない。ただし、毎会計年度下半期に入会した賛助会員は、当該会計年度について納入しなければならない会費の年額は、次の各号に定める年額の2分の1とする。

| | | | |
|------|----|----|---------|
| 法人会員 | 年額 | 一口 | 10,000円 |
| 個人会員 | 年額 | 一口 | 5,000円 |

(会費の用途)

第7条 第6条の会費は、毎事業年度における合計額を、定款第3条に定める当法人の当該年度の目的事業に使用する。

(退会)

第8条 賛助会員をやめようとする者は、賛助会員退会届書（様式第2号）により会長に届け出るものとする。ただし、退会した日の属する年度の賛助会費は返還を求めない。また、正当な理由がなく会費を1年以上滞納した場合、財団は賛助会員に対し事前に通知又は催告することなく賛助会員資格を取り消すことができる。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

(細則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この規程は、2025年6月1日から適用する。